

(概要)

振り込め詐欺救済法では、振り込め詐欺等の被害者の方が振り込みを行った預金口座（以下「移転元口座」）から他の預金口座に被害金が送金された場合、被害者の方は、移転元口座のほか、送金された先の預金口座（以下「移転先口座」）に対しても、分配金の支払申請を行うことができますが、当行における事務処理漏れによる手続遅延等により、本来受け取れるはずであった分配金をお受け取りになれない事例があることが判明したものです。

1. 被害金送金の有無に関する確認事務漏れによる事例

被害金送金の有無に関する確認事務漏れにより、当行の移転先口座に関する社内連絡又は移転先口座のある金融機関への連絡が遅延し、移転先口座への申請が行えることをお知らせしないまま移転先口座の分配金支払手続が進行してしまい、被害者の方が移転先口座への申請を行うことができなかつたために、本来受け取れるはずであった分配金をお受け取りになれなかつた事例。

○該当の移転先口座数、金融機関数、分配手続対象残高

	該当の移転先口座数	金融機関数	分配手続対象残高
今回判明分	5 口座	3 行	188,699 円

対象となる被害者の方につきましては、移転先口座への申請を行えば受け取ることができた額を当行よりお支払いさせていただきこととし、お詫びとともに、お支払いのご案内を送付いたします。なお具体的な対応については、下表のとおりです。

対応方法	
1. お支払いすべき被害者の方が特定されているもの （当行移転元口座の分配手続が完了している事案） 今回判明分 〔 対象口座数： 2 口座 残高合計： 35,723 円 〕	→被害者の方（※）に、個別に移転先口座に係る分配金相当額の支払手続等についてご案内を差し上げ、当行よりお支払いさせていただきます。 ※当行移転元口座の分配金支払手続時に申請をされており、分配金をお受け取りいただいた（又は今後お受け取りいただく予定の方）
2. お支払いすべき被害者の方が特定されていないもの （当行移転元口座の残高が 1,000 円未満であるため分配が行われない事案及び当行移転元口座の分配手続が進行中の事案） 今回判明分 〔 対象口座数： 3 口座 残高合計： 152,976 円 〕	→当行移転元口座へ振込みをされたすべての方に、個別にご案内を差し上げ、移転先口座への申請を行えば受け取ることができた額のお受取りの意思を確認させていただきます。お受取りの意思のある方に、改めて支払いの手続等についてご案内を差し上げ、当行よりお支払いさせていただきます。

○支払対象の当行移転元口座

以下の口座（当行移転元口座）に被害金の振込みを行った方について、上記の「対応方法」によりお支払いさせていただきます。

移転元通帳記号番号	預金保険機構による公告		移転元通帳記号番号	預金保険機構による公告	
	公告回	預金保険機構整理番号		公告回	預金保険機構整理番号
15130-52526991	0901	0901-9900-0142	15120-17382381	0903	0903-9900-0188
17870-20778131	0920	0920-9900-0482	17450-49162651	0920	0920-9900-0445

○上記のほか、所定の手続により移転先口座への分配金の支払申請が行えるもので、移転元口座の分配金支払手続が進行しており、移転先口座への申請が行える旨を被害者の方へお知らせしていないものについては、当行より個別に移転先口座への申請についてご案内いたします。

- ・ 当行移転元口座 → 当行移転先口座 2 口座
- ・ 当行移転元口座 → 他行移転先口座 1 口座

2. 他行からの連絡に対する事務漏れによる事例

他行の移転元口座から当行の移転先口座に被害金が送金された旨の連絡を他行から受けた場合の事務の一部に漏れがあり、移転元口座に係る被害申出者の方へ移転先口座への申請が行える旨の連絡を行わなかったために申請を行うことができず、本来受け取れるはずであった分配金をお受け取りになれなかった事例。

○該当の被害申出者の人数、分配手続対象残高（最大）

該当の被害申出者の人数	分配手続対象残高
6人	592,869円

対象となる被害申出者の方につきましては、当行の移転先口座への申請を行えば受け取ることができた額を当行よりお支払いさせていただきこととし、お詫びとともに、お支払いのご案内を送付いたします。なお具体的な対応については、下表のとおりです。

対応方法	
被害申出者の方が特定されているもの (申請の意思は未確認)	→被害申出者の方に、個別にご案内を差し上げ、移転先口座への申請を行えば受け取ることができた額のお受け取りの意思を確認させていただきます。お受け取りの意思のある方に、改めて支払いの手続等についてご案内を差し上げ、当行よりお支払させていただきます。

(参考)

■振り込め詐欺救済法の概要

法律の正式名称は「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成19年法律第133号）」とあります。平成19年12月に公布、平成20年6月21日に施行されました。この法律では、振り込め詐欺等の被害者に対する被害回復分配金の支払手続等を定めています。

具体的には、金融機関が振り込め詐欺等により資金が振り込まれた口座を凍結し、預金保険機構のホームページで口座名義人の権利を消滅させる公告手続を行った後、被害者の方から支払申請を受け付け、被害回復分配金を支払うことなどが定められています。

被害者の方へ分配される額は、振込先口座が凍結された時の残高が上限となります。被害額の全額を国や金融機関が補填するというものではありません。

(「預金保険機構 HP」より)

振り込め詐欺などの詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法として振込みが利用されたものにより被害を受けた方が、振り込め詐欺救済法の救済の対象となります。

(「金融庁 HP」より)